

Vol.150

今回は 所得税

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 赤坂 光則 (日本橋)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



建物更生共済の満期共済金の課税関係

事例1

甲は、自らを共済契約者、乙(甲の子)を被共済者(満期受取人)、共済対象(目的)を家財一式とする建物更生共済(共済期間：5年)の契約をし、現金にて振替払特約充当額9,644,526円を支払った。

乙は5年後この建物更生共済の満期金1,000万円から差益部分の20.315%の源泉徴収された後の金額を受け取った。

この場合に乙は贈与税を支払う必要があるか。

回答

乙の受け取った建物更生共済の満期金は、みなし贈与課税の対象にならず贈与税は課税されない。一方、建物更生共済の満期金は乙の固有財産として一時所得の課税対象となる。

検討

1. 共済金受取人が受け取った満期共済金の性格

建物更生共済は、火災や台風・地震などの自然災害による建物や動産などの損害を幅広く保障する共済である。

建物更生共済約款等によれば、①共済契約者は、共済の目的である建物等の所有者に限らず、その所有者の親族又は共済の目的を管理する者であっても差し支えないこと、②被共済者は、共済の目的である建物等の所有者に限られること、及び③満期共済金の受取人は、共済契約者が、共済契約者自身か被共済者のいずれかを指定することになっている。このことからすると共済契約者と共済受取人が異なることがありここに贈与税等の課税の問題が惹起することになる。

一方、このような損害保険契約や生命保険契約の法的性格は受取人の固有財産となる。したがって、この事例のように契約者と受取人が違う場合には課税できないこととなり実質的に利益を受けていることから課税の公平が損なわれる。

そこで、このような場合には税法に一定の規定を設けることによってみなし課税をしている。

2. みなし贈与と課税

相続税法第5条第2項には次のように、一定の返還金につき、みなし贈与の対象にしている。「前項の規定(契約者と受取人が別の場合の課税規定)は、生命保険契約又は損害保険契約(傷害を保険事故とする損害保険契約で政令で定めるものに限る)について返還金その他これに準ずるものの取得があった場合について準用する。」と規定し、相続税法施行令第1条の5には以下の通り規定している。

「法第5条第2項[贈与により取得したものとみなす場合]に規定する政令で定める損害保険契約は、前条に規定する損害賠償責任に関する保険若しくは共済に係る契約以外の損害保険契約で傷害を保険事故とするもの又は共済に係る契約で第1条の2第2項第二号イからヘ[生命保険契約等の範囲]までに掲げるものとする。」

3. 建物更生共済の満期共済金とみなし贈与と課税

以上のことからみなし贈与と課税が行われる対象は、生命保険(共済)契約と傷害を保険事故とする損害保険(共済)契約を対象としており、事例のように建物や動産などの損害にはみなし贈与課税の対象としていない。

したがって、事例の場合は贈与税の課税の余地がないことになる。

4. 建物更生共済の満期共済金と一時所得課税

所得税法では、損害保険(共済)契約にも基づき支払いを受ける保険金等で心身に加えられた損害等は事業所得等の収入金額とされるものを除き非課税所得としている(所法9①十七、所令30三)。

一方、非課税所得から除かれる満期返戻金等には、建物更生共済契約に係る満期共済金等が含まれ、その所得区分は一時所得とされている(所令184④、所基通34-1(4))。

更にその場合の一時所得の金額の計算に当たっては、満期返戻金等の支払いを受ける者以外の者が負担した保険料(共済掛金)であっても、相続税法の規定により相続等又は贈与により取得したとみなされる満期返戻金等に係る部分の金額を除き、すべて一時所得の収入を得るために支出した金額を含めて計算することとされている(所基通34-4)。

しかるに、建物更生共済契約については、傷害共済を除き相続税法の規定により相続等又は贈与により取得したとみなされるものはない。

したがって、本事例の被共済者が受けた満期共済金はすべて一時所得の対象となると思われる(国税庁質疑応答事例、「建物更生共済契約に係る課税関係参照」)。



雑所得の基因となる貸付金の債務免除の必要経費性について

事例2

(1)申告者甲は、債務者乙へ平成13年3月14日、1,900万円を弁済期限1年、利率年1.5%の条件で貸し付けた。弁済期限を過ぎても返済されないため、弁護士を通じて回収作業を行ったが乙の返済能力は低く、30万円の回収ができたものの残額1,870万円について回収不能と判断して平成26年に債務免除をした。

(2)申告者甲は、債務者丙へ平成13年3月14日、1,000万円を弁済期限1年、利率年1.5%の条件で貸し付け100万円の返済を受けていた。丙は平成25年に死亡して債務を引き受けた配偶者より資力喪失による債務免除の要請を受けたので回収困難と判断して平成26年に債務免除をした。

(3)申告者甲は、債務者丁へ平成17年9月26日、1,000万円を最終弁済期限2年、利率年2%の条件で新規事業資金として貸し付けた。丁が代表を務める会社が平成24年末に清算したため、平成25年に資力喪失の申し出があり、回収困難と判断して債務免除をした。

以上3件について、平成25年分、平成26年分の雑所得の計算上貸付金の償却による必要経費算入は認められるか。なお、いずれも貸付金の利息は貸付当初より一度も回収されておらず、この他に雑所得の金額はない。

回答

問い合わせの3件の貸付金の債務免除による資産損失は、平成25、26年分の雑所得の計算上必要経費に算入することはできないと思われる。

検討

(1)雑所得の必要経費について
雑所得の必要経費については、所得税法第37条において「総収入を得るため直接に要した費用」と規定している。

これを本事例に当てはめてみると、3つの事例とも平成25年及び同26年に貸付金について債務免除をしているが、いずれも貸付金に対する利息の計上がなく、この債務免除による資産損失につい

ての収入を得るための対象となる収益がないことになる。

したがって、これらの貸付金の債務免除による資産損失は必要経費となる理由がないと思われる。

(2)非営業貸金の貸倒損失について

所得税法の規定(所法51④；資産損失の必要経費算入)によれば、雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産の損失の金額は、損失の生じた日の属する年分の雑所得の金額を限度として、雑所得の計算上、必要経費に算入する、としている。

したがって、仮に本事例の貸付金の債務免除による資産損失を必要経費として認めるとしても貸付金の利子の金額を限度とすることになる。

本事例では貸付金の利子の計上がないため、雑所得の金額がないのであるから貸付金の債務免除による資産損失もないことになる(所法64①)。

更に、本事例のように雑所得の計算について貸付金の利子の計上が未収利息というかたちで収益に計上があったとしても、その未収利息は回収できないものであるから、利息収入たる総収入金額はなかったものと取り扱われている(所令180②)。

(3)未収利息の回収不能となった場合の取り扱いについて

未収利息の回収不能の判断としては、一般的にはその債権の全額が回収不能であることが明らかになった場合と考えられる。

債権の全額が明らかに回収不能とはいかなる状態であるかについては、具体的な法令の規定はないが以下の所得税法基本通達の取り扱いが参考になる。

所基通51-12(回収不能の貸金等の貸倒れ)貸金等につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が明らかに回収できないこととなった場合には、当該債務者に対して有する貸金等の全額について貸倒れになったものとしてその明らかになった日の属する年分の当該貸金等に係る事業の所得の金額の計算上必要経費に算入する。この場合において、当該貸金等について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとすることはできない。

また、その貸金等の一部でも回収できる場合も同様である。

(4)結論

以上の状況から本事例を当てはめてみると、3事例とも貸付期間が終了しており継続的に貸付利息の計上もないことから、貸付金の償却による雑所得の必要経費はなかったものとなる。

以上

注)内容は、令和3年10月20日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。